

各市町村長 様

北海道保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監

高齢者施設等における新型コロナワクチンの接種促進について(依頼)

高齢者施設等における新型コロナワクチン接種について、昨年12月以来、国から運用が示され、重症化リスクが高い入所者が多いことなどから、優先的な実施が求められているところです。

また、道では、社会福祉施設等管理者に対し、市町村との密接な連携による、入所者等に対する追加接種の速やかな実施を促しています。

こうした中、先に行われた国の調査結果では、高齢者施設等における接種の実施時期が未定である事例や、実施状況を把握していない市町村が見受けられるところです。

国では、令和4年2月18日付け事務連絡や自治体説明会において、希望する高齢者施設の入所者等の2月末までの追加接種完了について最大限の支援を求めているほか、実施状況の把握のため、2月末時点の調査実施を予定しています。

つきましては、各市町村におかれては、高齢者施設等における接種の加速に向け、速やかな管内の実態把握をはじめ、高齢者施設等から相談があった場合等必要に応じた接種日程の調整や、接種券が未到達である対象者への柔軟な対応などの取組を進めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 関連資料

(1) 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(追加接種)に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について(その2)

(令和4年2月18日付け事務連絡 厚生労働省)

※別添1のとおり

(2) 高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(追加接種)の速やかな実施及び感染拡大防止のための取り組みの徹底について(令和4年2月3日付け福祉第3143号北海道保健福祉部)

※別添2のとおり

(北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室ワクチン等予防対策班)

事務連絡
令和4年2月18日各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）に係る
実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について」（令和4年2月15日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）にて、高齢者施設等における速やかな追加接種の実施の徹底についてお願いし、実態調査への御協力をお願いしたところ、結果を別添1にてお知らせいたします。短期間でのお願いにかかわらず、ほぼすべての市町村分についてご回答をいただいております。深く感謝申し上げます。引き続き、可能な限り速やかに、一つでも多くの施設での2月末までの追加接種完了にご尽力いただくよう、お願いいたします。

更に2月末までに高齢者施設の入所者や従事者の方への追加接種を推進するため、衛生主管部局及び介護保険担当主管部局が連携いただき、下記の対応をお願い致します。

記

1. 2月末までの追加接種の実施の再検討について

各自治体は、引き続き、希望する高齢者施設の入所者等の2月末までの追加接種完了について最大限の支援をいただくよう、お願いいたします。今回の実態調査において、2月末までの追加接種完了が困難又は未定とした施設についても、引き続き状況を確認いただき、一つでも多くの高齢者施設において、2月末までに追加接種が行われるよう、支援をお願いいたします。

2. 2月末までの追加接種の実施が困難な理由への対応について

2月末までの追加接種の実施が困難な理由として自治体から挙げられた主な理由と考えられる対応策について、別添2のとおりお示ししましたので、こちらも参考にして対応をお願いします。

3. 今後の予定

2月末での高齢者施設での追加接種の実施状況については、追って更なる調査への協力をお願いする予定です。当該調査結果については、公表を行う予定です。

以上

令和4年2月18日
厚生労働省

高齢者施設における新型コロナワクチン追加接種状況調査結果（速報）

【調査回答数】 1,676 / 1,741 自治体（96.3%）

【施設種別毎の追加接種終了予定割合】

施設種別		施設数	2月末までに追加接種終了予定の施設の割合
医師の配置有り	1. 介護老人福祉施設	7,479	80%
	2. 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	2,056	82%
	3. 介護老人保健施設	3,830	81%
	4. 介護医療院	709	80%
小計		14,074	81%
医師の配置無し	5. 特定施設入居者生活介護	3,862	72%
	6. 地域密着型特定施設 入居者生活介護	411	77%
	7. 認知症対応型共同生活介護	12,901	75%
	8. 養護老人ホーム	831	84%
	9. 軽費老人ホーム	1,709	76%
	10. 有料老人ホーム	11,082	68%
	11. サービス付き高齢者向け住宅	6,503	67%
小計		37,299	72%
合計		51,373	74%

（注）各市町村管内の全ての施設に対する、2月末までに追加接種終了予定の施設の割合

【2月までに接種が完了しない見込みである主な理由】

理由（回答数の多い順）	回答数	割合
① 初回接種が遅く、6か月経過していない入所者等がいるため。	296	18%
② 施設において、接種体制の確保等の準備に時間を要したため。	276	16%
③ 感染の発生等のやむを得ない事情が施設に生じたため。	259	15%
④ 施設側の希望による。	174	10%
⑤ 住民接種を受ける予定のため。	161	10%
⑥ 施設側が、接種券が揃ってから接種する意向だったため。	145	9%

（注）回答数は上記選択肢を選択した市町村数（複数回答）

留意点 ○ 令和4年2月17日（木）正午時点の回答をもとに集計しています。

○ 今後、自治体からの追加回答や精査などにより数値が変動する可能性があります。

2月末までに接種完了しない主な理由と考えられる対応策①

高齢者施設等における3回目接種の実態調査（集計中）で挙げられた2月末までに接種完了しない主な理由と考えられる対応策は次のとおり。

2月末までに接種完了しない主な理由

- 初回接種が遅く、6か月経過していない入所者等がいるため。



考えられる対応策

- 入所者等の全体ではなく、一部の方の初回接種の時期が遅い場合には、3回目接種を複数回に分けて行うことにより、2回目接種から6か月を経過した方への接種機会を確保することが可能です。

高齢者施設での参考事例

【事例1：特定施設入居者生活介護】 **住民接種と組み合わせた自治体の対応が有効**
⇒入所者については施設内で接種することとしたが、従事者については自治体が設置した接種センターでの接種を案内した。

2月末までに接種完了しない主な理由と考えられる対応策②

高齢者施設等における3回目接種の実態調査（集計中）で挙げられた2月末までに接種完了しない主な理由と考えられる対応策は次のとおり。

2月末までに接種完了しない主な理由

- 施設において、接種体制の確保等の準備に時間を要したため。



考えられる対応策

- 施設が接種を行う医療機関が見つけれない場合には、自治体が医療機関との仲介を行うことが考えられます。
- 自治体が巡回接種を行う場合、通常の接種に要する費用（2,070円）を超える部分について新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の、大規模接種会場が巡回接種を行う場合には、新型コロナウイルス感染症緊急支援包括交付金の対象になります。

高齢者施設での参考事例

【事例1：特定施設入居者生活介護】 **自治体による対応が有効**

⇒可能な限り、2月中に接種できるよう、ホームが主体となって協力医療機関と連携/調整した。調整がうまくいかないホームに関しては、自治体が仲介し、協力医療機関以外での接種を調整した。

【事例2：特別養護老人ホーム】 **自治体の臨機応変な対応が有効**

⇒B町では、体調不良などで所定の日に接種できない入所者のために、福祉課やコロナチームの調整により、改めて施設に来てくれるよう手配してくれることになった。

2月末までに接種完了しない主な理由と考えられる対応策③

高齢者施設等における3回目接種の実態調査（集計中）で挙げられた2月末までに接種完了しない主な理由と考えられる対応策は次のとおり。

2月末までに接種完了しない主な理由

- 施設側が早期接種を希望していなかったため。



考えられる対応策

- 3回目接種は、発症予防・重症化予防の観点から極めて重要であること、また、既存ワクチンもオミクロン株に対する発症予防効果や入院予防効果が確認されていることを説明し、可能な限り早期の接種を検討頂く。

高齢者施設での参考事例

【事例1：介護老人保健施設】 **自治体からの連絡が有効**

⇒ C市から早期接種のメリットについての連絡があり、事業所の判断のもと同一法人の医療機関で接種することとした。

2月末までに接種完了しない主な理由と考えられる対応策④

高齢者施設等における3回目接種の実態調査（集計中）で挙げられた2月末までに接種完了しない主な理由と考えられる対応策は次のとおり。

2月末までに接種完了しない主な理由

- 施設側が、接種券が揃ってから接種する意向だったため。



考えられる対応策

- 1月27日の事務連絡「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」において、接種券なし接種の事務が簡素化されていることも踏まえ接種券なし接種の実施についてご検討いただく。

高齢者施設での参考事例

【事例1：介護老人保健施設】 **自治体からの連絡が有効**

⇒接種券無しでも進めてよいという連絡がD市からあり、実施した。

【事例2：認知症対応型共同生活介護】 **自治体の臨機応変な対応が有効**

⇒法人で入居者・職員の名簿をE市に提出し、3回目接種券を法人で一括受領した。

令和4年(2022年)2月3日

各社会福祉施設等管理者 様

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

法人運営担当課長

高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）の速やかな実施及び感染拡大防止のための取り組みの徹底について

新型コロナウイルス感染症への対応について、日々ご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、道内でも、これまで経験したことのない速さで感染が急拡大しており、1月27日からは、道内全域を対象として「まん延防止等重点措置」が発令されているところです。

こうした状況を踏まえ、ワクチン接種（追加接種）及び施設等における感染拡大防止の取り組みについて、特に留意していただきたい点について周知しますので、取り組みの徹底をお願いいたします。

記

1 入所者、利用者及び従事者への追加接種について

高齢者施設・サービス等の入所者、利用者、従事者（以下、入所者等という）については、高齢者の重症化リスクの高さ等を踏まえ、初回接種（1回目、2回目接種）の完了から、6か月以上経過した方は、追加接種が可能とされているところです。

・追加接種は、オミクロン株に対しても、入院予防効果及び発症予防効果を回復することが報告されています。各市町村において、追加接種の準備が進められていますので、施設等管理者におかれては、市町村と密接に連携し、入所者等に対する接種機会を確保していただくようお願いいたします。

・ワクチン接種歴は、施設内の感染管理の判断材料の一つとなり得ることから、施設等管理者におかれては、入所者等の接種歴を一覧化して記録するなど、確実に把握してください。

2 感染拡大防止の取り組みの徹底について

道内各地域において、感染力が極めて高く、潜伏期間が短いことなどが示唆されるオミクロン株による社会福祉施設・事業所での集団感染が発生しています。今般の感染拡大の特徴としては、初回検査時点で複数名の陽性者が出るなど、探知時点で、ある程度感染が拡大していることが示唆される例や、入所施設と通所事業所の利用者または職員の行き来など、通所事業所が感染の端緒となったことが考えられる例が見られています。

・国の「感染防止対策の手引き」や入所・通所・訪問等の事業形態別の「感染対策マニュアル」を参照し、日頃からの入所者等の健康状態のチェックや少しでも体調の悪い職員の出勤を控えることの徹底等、改めて施設・事業所の感染対策の徹底を図ること。

・施設での感染者がいない場合でも、濃厚接触者や学校の休校等により複数の職員が勤務できない等の事例が生じています。

こうした事態に備えるには、業務の優先順の整理や感染発生時の職員体制等について、あらかじめ検討しておくことが極めて重要です。

各施設等での検討を行うとともに、国の「業務継続ガイドライン」を参考に、業務継続計画（BCP）の策定を進められますようお願いいたします。

特に、令和3年の運営基準改正によりBCPの策定が義務づけられている介護、障害福祉サービス事業所等については、確実な策定をお願いいたします。

・また、入所施設の併設サービスについては、業務継続ガイドラインにおいて感染拡大時には、感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数の状況等に応じて、休業を検討する指標を明確にしておくこととされているところであり、通所・訪問系各事業所においては、この取扱いも参考に、地域の感染拡大の状況や感染が流行している地域との往来の状況等も踏まえ、サービス内容を再検討（縮小（時間短縮や回数減）、延期（サービス提供時期の見直し等を含む）するとともに、利用者の方々やご家族の状況を勘案し、必要なサービスを提供する場合は、十分な感染防止対策を取った上で、実施されるよう、改めてお願いいたします。

法人運営係
担 当：青木
T E L：011-204-5268
F A X：011-232-4070

別紙参考

「高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について」（令和3年12月24日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000877261.pdf>）

【抜 粋】

市町村は、以下の高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者に対して、（中略）初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることとする。

○高齢者施設等の入所者及び従事者

高齢者施設等とは、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等。下表参照。である）

<p>介護保険施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院介護医療院 <p>居住系介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 <p>老人福祉法による施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム <p>高齢者住まい法による住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 	<p>生活保護法による保護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 <p>障害者総合支援法による障害者支援施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る） ・ 福祉ホーム <p>その他の社会福祉法等による施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む） ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設
---	--

※通所サービス事業所については、短期入所系サービスや多機能型サービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のほか、地域活動支援センター等についても含まれる。

※なお、令和4年1月31日付け厚労省健康局健康課予防接種室事務連絡により、追加接種の予約枠に空きがある場合、一般対象者への接種前倒しが可能とされており、上表以外の介護障害福祉サービス従事者や保育士等の子ども関連施設従事者等も、自治体判断により優先接種の対象となる場合があることから、地元自治体に確認し、接種機会を確保するようお願いいたします。